

全住協 第162号
平成29年9月20日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 松岡隆貞

横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力依頼への対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜市長から標記について以下のとおり依頼がありましたので、同市内での事業活動の際にはご協力のほどお願いいたします。 敬具

(参考) 横浜市町内会連合会ホームページ <http://www.yokohama-shirenkai.org>

横浜市市民局ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikatsu/>

市地活第238号
平成29年9月13日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 神山和郎様

横浜市長 林文子



横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力について（依頼）

日ごろから横浜市政に対して、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

自治会町内会は、防犯、防災、環境美化等の活動を通じて地域の連帯感を育むとともに、様々な地域課題の解決に取り組んでいます。また、住民と行政とを結ぶ基礎的な組織として行政情報の伝達活動等も行っています。

これらの活動は住みよい地域社会の形成につながることから、横浜市では、より多くの市民が自治会町内会に加入していただき、地域活動を大いに盛り上げていただくことが必要と考えており、市内18区の連合町内会が取り組む加入促進活動への支援を積極的に進めております。

横浜市における自治会町内会の加入状況は、加入世帯数は毎年増加していますが、加入率は通減傾向にあります。地域からの主な声としては「特にマンション入居者が自治会町内会に加入しない」、「大規模マンションができて新しく自治会町内会を設置しないことから、地域一体となった防災活動やごみの分別収集などに大きな支障が生じている」、また「新しく引越して来た場合には、時機を逃さず訪問して自治会町内会への加入を呼びかけることが効果的だ」などがあります。

このような状況のなか、横浜市におきましては、自治会町内会加入促進・活性化事業として、加入案内リーフレットの配布やイベントでのパネル展の実施、ホームページでの周知や、県宅地建物取引業協会と加入促進に向けての基本協定の締結など、様々な方法で自治会町内会加入促進の支援に取り組んでいるところです。

貴協会におかれましては、横浜市の取組を御理解いただくとともに、加盟各社への周知、協力のお取り計らいをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

<担当>

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市市民局地域活動推進課
澤田、松永 電話 045-671-2318

一般社団法人全国住宅産業協会加盟各社への依頼内容について

【不動産仲介業 各社】

横浜市では、新しく転入された方に対して、区役所窓口において自治会町内会加入案内リーフレットを配布し、自治会町内会への加入を呼びかけています。

- 各社においては、取扱い不動産の売買や賃貸にあたり、契約者に対して自治会町内会に関する問い合わせ先（各区地域振興課）を明記した印刷物を配布する、または、口頭で情報提供するなどの御協力をお願い申し上げます。

【不動産建設業・販売業 各社】

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき届出を受けた建築情報については、市民局地域活動推進課（市町内会連合会事務局）経由で各区役所地域振興課（区連合町内会事務局）へ送付しています。

- 当該地域の自治会町内会から、建築主等に自治会町内会への加入、または新規設立についての依頼があった場合には、是非御協力をお願い申し上げます。
- 各社においては、販売に伴う契約説明会や入居者説明会の実施前までに、入居予定者の自治会町内会対応（新規設立か近隣自治会町内会への加入か）について決めていただけるよう、当該地域の自治会町内会と協議をお願い申し上げます。

そのために必要な情報（区政概要、自治会町内会概要など）は、区役所地域振興課（区連合町内会事務局）から提供します。

横浜市における自治会町内会の概要

1 自治会町内会数について（18 区別は別紙資料参照）

横浜市内には、約 3,000 の自治会町内会があり、さらに、地域ごとに複数の自治会町内会で構成する地区連合町内会が 252 団体あります。

また、地区連合町内会長で構成する区連合町内会（区連会）が各行政区ごとに、さらに 18 区の区連合町内会長で構成する横浜市町内会連合会（市連会）があります。区連会の事務局は各区役所地域振興課に、市連会の事務局は市民局地域活動推進課にあります。

2 加入率

自治会町内会への加入率は、全市平均で 74.8%（平成 28 年 4 月 1 日現在）と、遞減傾向にあります。また、18 区の加入率の状況は別紙のとおりとなっており、行政区によってかなりの差があります。

3 自治会町内会の主な役割

自治会町内会は、町や丁目などの一定の区域に居住する人々が、それぞれの地域に起こる課題を解決したり、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された任意の住民団体であり、地域に住む人で、会の趣旨に賛同する人なら誰でも加入できます。

自治会町内会の活動としては、地域住民の福祉増進を目的とした活動を行うとともに、新旧住民の交流や親睦を図り、いざという時に助け合える住民同士の「絆」を育んでいます。

また、様々な地域の課題解決に積極的に取り組みながら地域の将来やニーズを考慮した地道な活動を行っています。

安全・安心で快適、住み良いまちづくりが最も重要な課題としてあげられる昨今では、日頃の犯罪に対する目配りや災害など、不測の事態や緊急の課題、清掃美化活動やごみの分別収集にも対応する、最も身近な拠り所として、近隣助け合いや人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割は、ますます重要になっています。

4 主な活動内容

自治会町内会では例えば、こんな活動をしています。

- ・町の清掃美化活動 ・ヨコハマ 3 R 夢（ごみの分別と減量）の推進 ・防犯パトロール ・防犯灯の維持管理
- ・防災訓練 ・敬老お祝い ・子ども会の活動支援 ・レクリエーション（盆踊り、夏祭り、運動会等）
- ・募金活動（赤十字、赤い羽根、歳末助け合いなど） ・公園の維持管理（清掃、草取りなど）
- ・広報配布や行政情報の回覧 ・まちのルールづくり等

5 行政からの財政支援

自治会町内会が自主的に取り組む上記の活動に対して、加入世帯あたり 700 円を上限とする地域活動推進費（補助金）を申請に基づき交付しています。

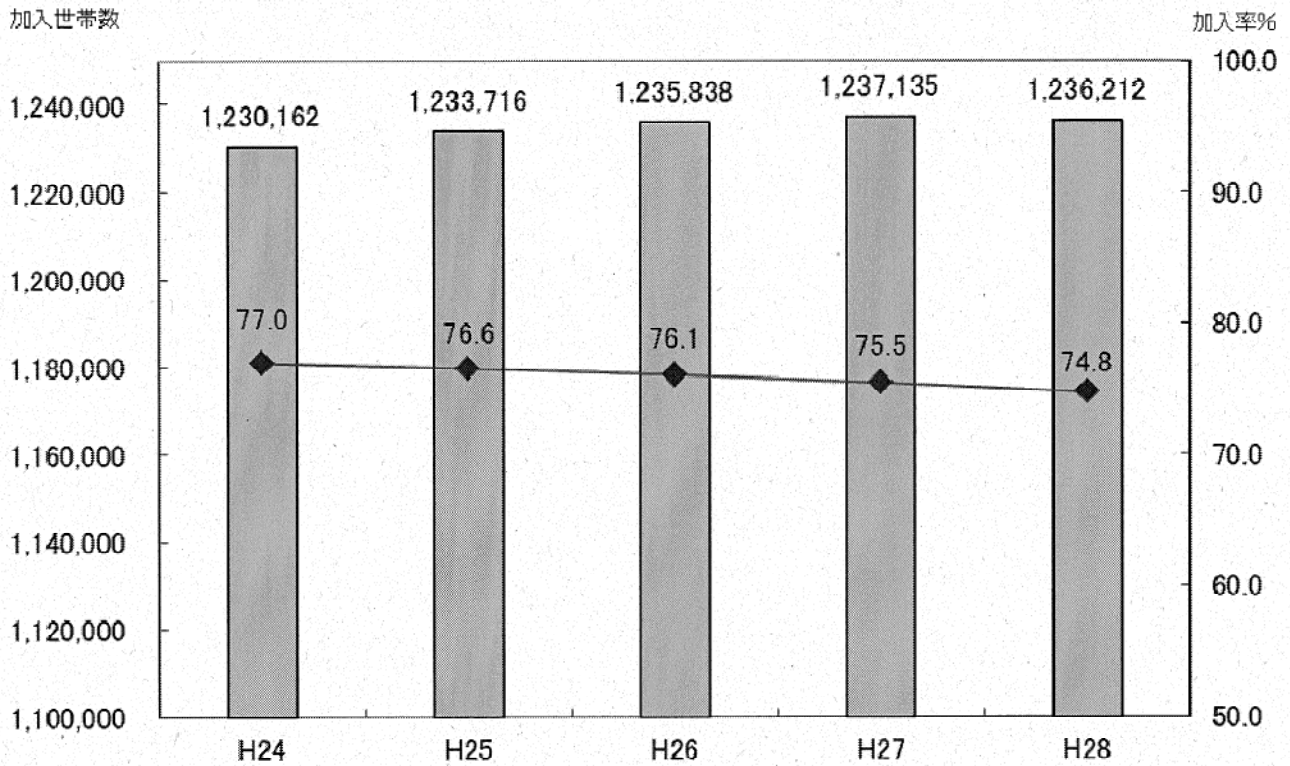
横浜市における自治会町内会等団体数一覧

(平成28年4月1日現在)

区名	世帯数 A (世帯)	自治会町内会		
		団体数 B 団体	加入世帯数 C (世帯)	加入率 C/A (%)
鶴見	133,532	126	103,446	77.5%
神奈川	120,277	181	85,875	71.4%
西	51,960	100	35,343	68.0%
中	79,162	130	50,642	64.0%
南	95,853	207	76,410	79.7%
港南	91,314	168	70,807	77.5%
保土ヶ谷	92,990	196	72,793	78.3%
旭	103,187	238	82,795	80.2%
磯子	74,887	167	56,373	75.3%
金沢	86,875	172	71,700	82.5%
港北	164,316	151	112,331	68.4%
緑	74,985	123	57,418	76.6%
青葉	125,780	165	92,756	73.7%
都筑	81,092	124	52,256	64.4%
戸塚	114,005	221	84,523	74.1%
栄	50,798	88	42,062	82.8%
泉	60,980	157	48,116	78.9%
瀬谷	50,591	153	40,566	80.2%
合計	1,652,584	2,867	1,236,212	74.8%

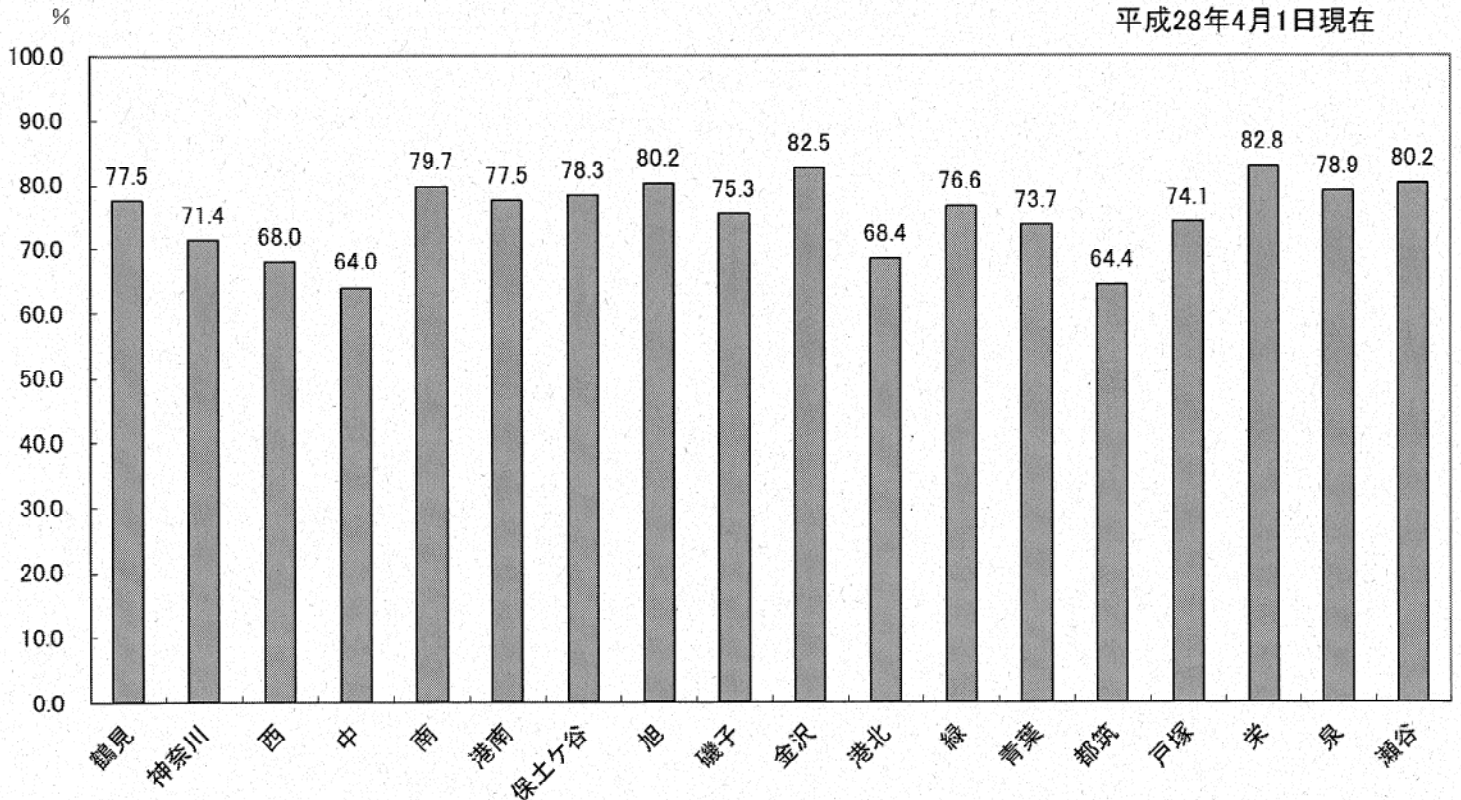
横浜市の自治会町内会加入状況

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日現在)



区別自治会町内会加入率

平成28年4月1日現在



横浜市から自治会町内会へ交付している補助金等について

1 補助金

(1) 地域活動推進費

対象経費：防犯、防災、環境美化、レクリエーションなどの活動に伴う経費。

交付金額：補助対象経費の3分の1（限度額：加入世帯数×700円）

(2) 防犯灯維持管理費補助金

対象経費：防犯灯の維持管理費（電気料金、電球代など）。

交付金額：1灯あたり2,200円

(3) 町の防災組織活動費補助金

対象経費：自主防災活動（防災訓練、防災資機材の購入など）に伴う経費。

交付金額：申請世帯数（*）×160円

*「申請世帯」とは、加入世帯及び訓練等参加世帯を意味します。

2 広報配布謝金

横浜市及び神奈川県等が発行する広報紙を市内各世帯へ配布する場合の配布謝金。

交付金額： 「広報よこはま」 1部あたり9円

「県のたより」 1部あたり8円

「議会だより」 1部あたり4円

3 行政情報のスムーズな入手

横浜市では市政・区政情報を広報紙やホームページにより発信していますが、毎月開催される連合町内会定例会においても市政・区政情報の提供を行っています。

これを連合町内会長が持ち帰って地域の町内会長へ説明・伝達し、各町内会では必要に応じて回覧等を行っているため、迅速かつきめ細やかな情報を得ることが可能となっています。

○横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

平成 23 年 3 月 25 日

条例第 12 号

我が国には家族や地域社会の^{きずな}絆を何よりも大切にする伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市(以下「市」という。)及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市職員の責務)

第6条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 地域活動団体(地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。

(2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。

(3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。

(4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報提供が行われるときは、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。

(5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(表彰)

第8条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～自治会町内会に関する問い合わせ先(横浜市)～

市外局番 (045)

各区・局担当課	郵便番号	住 所	電 話	F A X
鶴見区地域振興課	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1687	510-1892
神奈川区地域振興課	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7086	323-2502
西区地域振興課	220-0051	西区中央1-5-10	320-8389	322-5063
中区地域振興課	231-0021	中区日本大通35	224-8131	224-8215
南区地域振興課	232-0024	南区浦舟町2-33	341-1235	341-1240
港南区地域振興課	233-0004	港南区港南4-2-10	847-8391	842-8193
保土ヶ谷区地域振興課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302	332-7409
旭区地域振興課	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091	955-3341
磯子区地域振興課	235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2391	750-2534
金沢区地域振興課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	788-7801	788-1937
港北区地域振興課	222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2234	540-2245
緑区地域振興課	226-0013	緑区寺山町118	930-2232	930-2242
青葉区地域振興課	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2291	978-2413
都筑区地域振興課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2231	948-2239
戸塚区地域振興課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8412	864-1933
栄区地域振興課	247-0005	栄区桂町303-19	894-8391	894-3099
泉区地域振興課	245-0016	泉区和泉町4636-2	800-2391	800-2507
瀬谷区地域振興課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5691	367-4423
市民局 地域活動推進課	231-0017	中区港町1-1	671-2318	664-0734

自治会町内会に 加入しましょう!

横浜市内には、現在約2,900の自治会町内会があります。
私たちが自分のまちで、安心して快適な毎日をご過ごせるように、
自治会町内会は、住みよいまちづくりを目指して
幅広い活動に取り組んでいます。

防災活動



災害時に備えた防災用品の備蓄や、防災訓練の実施など、「いざという時」のための活動に力を入れています。

防犯パトロール



町内の防犯パトロールや、登下校時の子どもの見守りなどを行い、安心・安全なまちを守っています。

まちの美化



地域の清掃活動や、ごみ集積所の管理を行い、きれいで住みよいまちづくりに取り組んでいます。

広報活動



行政からの情報や地域のお知らせを、回覧板や掲示板で情報提供しています。

福祉活動



子育てサロンや健康サロンを開催し、地域ぐるみで子育て支援や健康づくりをしています。

高齢者の見守り



ひとり暮らしの高齢者の方の見守りや、食事会を開催しています。

ところが

近年、自治会町内会は、高齢化が進み、役員のなり手がいないなどの問題を抱えています。また、主に一人暮らし世帯や、若い世代が加入しないため、加入率も徐々に低下してきています。今、私たちの快適な暮らしを支えている自治会町内会活動の継続が危ぶまれているのです。

表面でご紹介したものは活動の一端ですが、**自治会町内会が地域の快適な暮らしを支えている**ことがわかります。万が一にもこうした活動がなくなってしまうたら、とても居心地の悪いまちになってしまうのではないのでしょうか。安心して暮らせる住みよいまちをつくるには、何と云っても、地域の人たち同士の顔の見えるお付き合い、地域のつながりが大切です。自治会町内会では、子どもから若者、中高年まで幅広い世代の方がみんな楽しみ、交流できるイベントを開催しています。

まずは、気軽な気持ちで、楽しくできることから自治会町内会活動に参加してみませんか。

自治会町内会が、みんなの親睦を深める機会をたくさん作ってくれているんだね!



イベントへの参加をきっかけに、ご近所に仲間が増えたよ。今後は、できることから、運営のお手伝いをしたいな!

ご自分のまちを住みよいまちにするために、自治会町内会に加入してください

加入についてのご相談は、お住まいの区の区役所地域振興課へお問い合わせください。

☎ 各区地域振興課 (045)

鶴見区	510-1687	保土ヶ谷区	334-6302	青葉区	978-2291
神奈川区	411-7086	旭区	954-6091	都筑区	948-2231
西区	320-8389	磯子区	750-2391	戸塚区	866-8411
中区	224-8131	金沢区	788-7801	栄区	894-8391
南区	341-1235	港北区	540-2234	泉区	800-2391
港南区	847-8391	緑区	930-2232	瀬谷区	367-5691